

アスベスト建材ってどんなところに使われているの？

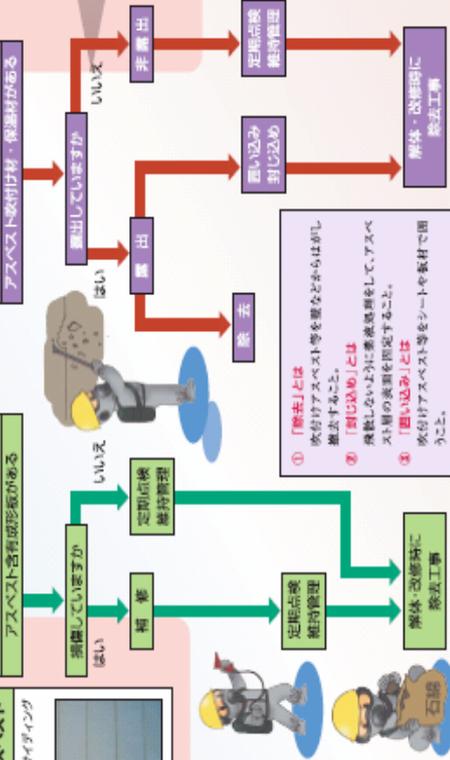
建築物には非放射性の低い吹付けアスベストや、放射性の低いアスベスト含有成形品などの建材がさまざまな形で使用されています。イラストにその主な使用例を示すとおり、どのような建材であればフローチャートで確認することができます。



●一般家屋の例



◎アスベスト含有材があった場合、確認しましょう。



- ①「除去」とは
吹付けアスベスト等を覆なすからにはがし撤去すること。
②「封じ込め」とは
発散しないように巻巻処理をして、アスベストの浸透を防止すること。
③「掘削・封じ込め」とは
吹付けアスベスト等をシートや巻材で覆うこと。

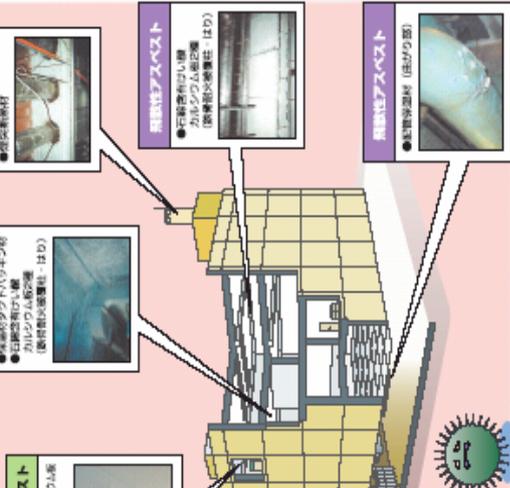
（吹付けアスベスト等の除去やアスベストを使用している建築物の解体工事では）
現在大気汚染防止法および東京湾圏環境保全条例では、一定規模以上の使用面積の吹付けアスベストが使用されている建築物等の解体・改修工事については、事前に掘削が実施でき、作業計画を定める必要があります。

（解体工事に当たっては）
床面積80㎡以上の建築物の解体にあたっては、建設省サイクリック法で事前に掘削に付けることにより、アスベスト発散防止の措置をとることが必要です。

詳細は建設省第二担当課建築安全課にお問い合わせください。

◎アスベストの調査や除去工事のときは区の助成や融資が受けられます。(4面参照)

●事業所の例



◎アスベストの規制は◎

アスベストの使用規制はアスベスト作業従事者の健康を守る目的で「労働安全衛生法」などにより段階的に行われてきました。一方解体工事などに伴う環境中への発散防止については「大気汚染防止法」や「環境の健康と安全を確保する環境に関する条例」(通称「環境確保条例」)で規制しています。表参照では、最近では、最近のアスベスト関連に対する国及市の関心の高まりから法規制の強化の動きや、事業者義務のための審査を制定する動きがあります。

1950年代	アスベスト輸入規制
昭和15 (1940)	じん肺法を制定してじん肺予防の規制(付)
昭和17 (1942)	WHO(世界保健機関)がアスベストの発がん性を指摘
昭和19 (1944)	アスベストの輸入規制(中国35%以下)
昭和20 (1945)	アスベスト(含有率1%を超えるもの)の吹付け作業の禁止
平成元 (1988)	大気汚染防止法を改正し、工業重要地域におけるアスベストの大気汚染防止規制を強化
平成6 (1994)	環境省が建設業に放射線測定、工事の届出と作業上の遵守事項を規定
平成7 (1995)	放射性物質(放射性同位体)の吹付け作業の禁止
平成9 (1997)	放射性物質(放射性同位体)の吹付け作業の禁止
平成16 (2004)	放射性物質(放射性同位体)の吹付け作業の禁止
平成17 (2005)	放射性物質(放射性同位体)の吹付け作業の禁止
平成20 (2008)	全面禁止予定

(アスベストとは)

アスベストは天然の鉱物資源で、クワタイル(白石英)、クロソライト(青石綿)、アモナイト(青石綿)などがあります。耐火性、耐酸性、機械的強度などに優れているため、建築材料や化学製品、自動車部品などに広く使用されています。身近に存在しています。

吹付けアスベストは建築物等の断熱材などに耐火断熱材として使用されています。代表的な用途としてロックウール(岩綿)が知られていますが、アスベストも混入して使用されている場合があります。また、そのほかアスベストとセメントなどを混合して固めた成形品が、防水性、防水性に優れているため、壁、床、天井、床材などに使用されています。これは、吸着などの働きがなければアスベストの発散の恐れは低く問題はありません。

(発散への影響)

アスベスト繊維は目に触れない限り鼻で吸い込まない限り健康に害を及ぼすことはありません。アスベスト1量、吸い込んだら、肺の中に入ります。現在、確認されているアスベストによる健康被害の多くは、作業現場などで発散したアスベストの吸い込みによるものです。

(参考資料)「建設業従事者に対するアスベスト規制」